

第3号議案 2022年度事業計画

I 2022年度 基本方針

薰風の候、会員の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。新型コロナウイルス感染症の長期的な影響より、経済活動や人流が大きく停滞し、生活困窮者や虐待事案の増加、地域力の低下など、様々な社会の課題が浮き彫りになっています。

社会環境が大きく変化している中、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士の役割が重要になっています。2021年度は「部会委員会再編準備事業」を実施し、委託事業等の安定運営、委員会や支部活動の充実、それを支える三役会、理事会、事務局組織の強化を掲げ、ソーシャルワーク機能強化に資する体制つくりに取り組んできました。

今年度は、足かけ3年に渡って検討を進めてきました組織再編新体制のスタート年度です。まだ整備されていない部分もありますが、持続的な個人や組織の成長を目指し、若年層会員の支援や生涯研修センター等による人材育成の強化、権利擁護の支援活動を実践するための体制充実を図っていきます。

現在、支援を必要としている人々は増加しており、ソーシャルワークを通じて安心や喜びを提供できる、また、会員自身の成長を感じられる組織づくりを目指します。

会員の皆様におかれましては、今後も変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

<重点目標>

- 1 会員支援の充実を図ります。
 - (1) ZOOM等を活用し、会員同士が交流できる機会をつくります。
 - (2) 会員の資質向上や実践力強化につながる研修等を開催します。
 - (3) スーパーバイザ体制の充実を図ります。
- 2 入会促進及び退会抑制に取り組みます。
 - (1) 様々な機会をとらえ声かけやパンフレット等にて周知啓発を行います。
 - (2) 特別委員会にて、12月までに取り組みの方向性を提示します。
- 3 地域共生社会の実現に寄与するため、多職種連携を推進します。
 - (1) 福祉分野における各専門職等との連携を図ります。
 - (2) 司法や医療分野における専門職等との連携を図ります。
 - (3) その他、新たな分野の関係者等との連携を創出していきます。
- 4 広域連携の促進に取り組みます。
 - (1) 愛知、岐阜、静岡県等の各社会福祉士会と定期的に情報共有を行います。
 - (2) 県内外の関係団体等と連携を図り、災害福祉の取り組みを推進します。
- 5 組織及び事務局体制の充実を図ります。
 - (1) 「社会福祉士の行動規範」など倫理観の周知啓発を行います。
 - (2) 様々な課題に対して、特別委員会にて迅速に課題解決していきます。
 - (3) 組織内の連携促進を図り、さらに強靭な組織体制を目指します。

Ⅱ センター事業

1 地域生活定着支援センター（委託事業）

2022年度も三重県からの委託を受け、高齢や障がいのある人で必要な方には福祉の支援を行い、そのうえで、犯罪のない安定した生活を営めるようにすることを目指します。

(1) コーディネート業務

支援対象者のニーズを把握して、できるだけ多くの面接を行い、受け入れ施設や地域との協力体制を築きます。

(2) フォローアップ業務

矯正施設退所後、福祉施設等に受け入れされた支援対象者に対して継続支援を行っていきます。

(3) 被疑者等支援業務

刑事施設等に身体を拘束されていて福祉支援の必要な方について支援を行っていきます。

(4) 相談支援業務

矯正施設に入所した人に限らずに、罪を犯した高齢あるいは障がいのある方にについても、必要に応じて支援します。

(5) 福祉支援機関や福祉行政機関等との連携

困難事例の取組みや課題解決のためネットワークを広げ連携強化に努めます。

(6) 司法と福祉の委員会との協働

当会の会員に向けた啓発活動に努めます。

(7) 安定したセンター運営

職員の健康管理を図り、支援力向上のため研修等により能力開発に努めます。

2 生涯研修センター

(1) 社会福祉士実習指導者講習会関連

- ・年1回開催（2023年2～3月頃）
- ・実習指導者フォローアップ研修（年2回開催予定）

(2) スーパービジョン関連

- ・5月にスーパービジョン説明会の実施、スーパービジョンマッチング
- ・委員会 年2回程度

(3) 社会福祉士国試模擬試験

- ・10月頃開催予定

3 権利擁護センター（ぱあとなあみえ）

(1) 月1回、第2土曜午前を基本とする運営委員会の開催し、受任者の推薦や支援や相談事例の協議。

(2) 成年後見人等の受任者の支援をおこなう。（事例検討会、成年後見継続研修等の研修の実施、ぱあとなあ活動報告書のチェック、各受任者への個別相談等の実施、HP活用や通信の発行による情報共有）

- (3) 成年後見人材育成研修、名簿登録研修を実施し、成年後見人材育成研修の修了者が名簿登録できるようにし、名簿登録者を増やす。
- (4) 令和4年度地域医療介護総合確保基金に係る事業の提案：行政窓口、地域包括など相談担当者に向けた申立支援研修、親族後見人に向けた親族後見人支援研修、専門職後見人に向けたスキルアップ研修。
- (5) 成年後見制度について現状把握のため市町への意見交換会を実施するなど、成年後見利用支援促進に向けて各市町への働きかけの実施。
- (6) 後見事務のあり方、個別支援者のマニュアル作成など研究事業の実施。

事業名	月 日	会 場	予定参加者数
成年後見継続研修	2022年 6月11日 2023年 2月11日	社会福祉会館 オンライン	各 30名
成年後見人材育成研修	2022年 8月 6日 9月 10日 10月 1日 11月 5日	社会福祉会館	各 15名
成年後見名簿登録研修	2022年 12月17日	社会福祉会館	各 15名
事例検討会	2022年 7月 16日 10月 8日 2023年 3月 18日	テーマ別に三回 オンライン	各 30名
地区別懇談会	2022年 7月 9日 11月 12日 2023年 1月 14日	北勢地区 松阪地区 南志地区	各 30名
成年後見利用促進に係る市町訪問	時期未定	各市町	委員 2名
ばあとなあ運営委員会	毎月第二土曜	社会福祉会館	委員 20名
都道府県ばあとなあ連絡協議会参加		東京	委員 2名
以下基金事業			
成年後見申立支援研修	2022年 11~12月 (2回)	オンライン	各 40名
親族後見人支援研修	2022年 9~11月 (2回)	会場未定	各 40名
福祉専門職向け成年後見制度研修	時期未定		各 40名

III 委員会事業

◎特別委員会

《会員入会促進特別委員会》

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

三重県内等の社会福祉士資格保持者に対して入会促進を図り、持続可能な組織体制づくりの方向性を検討することを目的とします。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

令和4年12月までに年7回の開催を考えています。

【事業活動】

- ①会員の入会促進に関すること
- ②会員の退会防止に関すること
- ③30歳未満の会員活動の活性化に関すること
- ④広報に関すること
- ⑤その他必要と認められる事項

以上の事について、定例委員会にて検討します。

◎常設委員会

1 <基礎研修運営委員会>

基礎研修Ⅰ～ⅢをWeb形式で開催しますが、基礎研修の演習だけでなく受講者同士の交流にもつながるよう工夫していきます。

科 目	開 催 月	内 容	受講者数 (予定)
基礎研修Ⅰ（2日間）	2022年 9月 2023年 1月	e-ラーニング	30名 〃
基礎研修Ⅱ（10日間）	2022年 5月～2023年2月 第3日曜日 午前（演習）	ZOOM（演習）	25名
基礎研修Ⅲ（10日間）	2022年 5月～2023年2月 第3日曜日 午後（演習）	各種レポート	20名
基礎研修運営委員会	毎月第1月曜	ZOOM	運営委員

2 <高齢者・障がい者虐待防止委員会>

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

「三重県高齢者・障がい者虐待防止専門職チーム（※）」の活動を中心とし、虐待予防や再発防止、権利擁護に関する活動を積み重ねることで専門性を高め、三重県社会福祉士会（会）はもとより、会外部の各種関係機関や地域社会に対し、会としての意義や存在価値を高めていきます。

（※）三重県高齢者・障がい者虐待防止専門職チーム

三重弁護士会と三重県社会福祉士会から構成された任意団体です。

主な活動内容は、以下のものです。

- ①業務委託契約（契約）を交わした市町職員向け研修会へ講師派遣

②契約市町で発生した虐待事案について助言、アドバイザー派遣

③事業所虐待防止委員会の第三者委員の推薦

なお現在は、委員全員が虐待防止専門職チームメンバーを兼ねています。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

委員の都合を確認し日程調整を行います。

(曜日、時間帯・開催サイクルは不定です。)

【事業活動】

①虐待防止専門職チーム活動への参加（※）

②虐待防止、権利擁護に関する研修会の開催、講師派遣

③県内事業所の虐待防止に関する第三者委員として活動する会員への支援

④虐待防止専門職チームでアドバイザーとして活動するために、日本社会
福祉士会主催のアドバイザー養成研修への参加

⑤独自の養成研修ができるように、委員会のなかに虐待に関する研修プロ
ジェクトチームを立ち上げ、研修の企画やプログラムを開発する。

（※）三重県高齢者・障がい者虐待防止チーム会議は、土曜午前を中心
に年間4、5回程度開催されています。

3 <司法と福祉の委員会>

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

福祉的支援を必要としているながら支援の網の目からこぼれてしまい、生きづら
さ故に罪を犯してしまう人達の支援について、会員の学びを深めます。同時に、
外部の関係機関と連携して社会への啓発を行い、ソーシャルインクルージョン
の促進を目指します。

また、三重県社会福祉士会が三重県から受託し運営している地域生活定着支援
センターの支援に向けて、委員会として何ができるかを模索して取組んでいき
ます。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

2カ月に1回程度開催します。

日時はその都度それぞれの委員の都合を聞いて決定します。

【事業活動】

①会員向け研修会の開催

（実績）2019年三重刑務所見学会

2021年三重ダルクリモート見学会

- ②委員会内での学習会、事例検討会（随時開催）
- ③生涯研修センターと連携し、リーガルソーシャルワーク認証研修の開催予定（新型コロナの影響もあり開催延期が続いている）

4 <子ども家庭委員会>

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

子どもとその家庭を取り巻く様々な社会的問題に着目し、会内部に対してだけではなく、会外部の各関係機関や地域社会に対して継続的に研修会や調査などを行い発信していくことで、児童分野における社会福祉士（会）の専門性、存在感を高めていきます。また、それらの活動を通して、子どもの権利擁護、現代の家庭の抱える問題等を解決していくことを目指します。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

原則、毎月第2土曜の10:00～12:00に開催します。

【事業活動】

- ①児童家庭福祉全般に関する課題についての啓発活動や研修会の開催
(児童虐待防止月間（11月）にあわせて開催)
- ②ヤングケアラーに関する調査、分析、研修会
- ③県、市町教育委員会との協働によるスクールソーシャルワーク研修会
(年1回)

5 <災害福祉委員会>

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

災害時、本会として会員に対して行うべきアプローチや、どのような取り組みが必要なのかについて、また災害福祉支援自体のあり方や活動内容に関する情報交換や課題の把握を行い、本会の体制構築を目指します。また、災害時に誰一人取り残さない地域社会やインクルーシブな社会づくりに向けて、社会福祉士としてどのような取り組みを進めていくべきかについても考えてきます。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

2か月に1度の割合で開催します。

開催日は、日曜日の午後の時間を想定しています。

開催方法は、その都度委員の方の意向を聞いて決めていきます。

【事業活動】

- ①会員に向けた災害福祉研修会の開催（年2回程度）
- ②被災時における他団体の取り組みから学ぶ機会作り（視察、研修会など）

6 <独立（自立）型社会福祉士支援委員会>

（1）委員会活動の目的（ミッション）

「すでに独立型社会福祉士として活動している会員への支援」と「独立型社会福祉士を目指していきたい会員への支援」を委員会活動の両輪として、スキルアップのための取組や必要とされるサポート体制などを考え実践していきます。

（2）具体的な活動

【定例委員会】

2か月毎に開催します。開催日は平日夜を中心に、委員の都合を聞いて日程調整します。

【事業活動】

①すでに独立型社会福祉士として活動する方のスキルアップにむけた事例発表会や研修会の開催

②独立型社会福祉士を目指す方にむけた創業セミナーや相談会などの開催

7 <生活・地域支援委員会>

（1）委員会活動の目的（ミッション）

コロナ禍が長期化する中、生活困窮の支援現場ではこれまで主な対象者と考えていなかった多様な人々も現れてくるなど、制度の課題が改めて浮き彫りになってきています。多様な生活にお困りの相談者像を受け止め直し、改めて照らし出された課題を共有し、見えてきた新たな支援のかたちを共に考え、また情報共有を図ることで、整理しながら各自の実践現場での支援の質の向上を目指します。また個々のお困りごとから見えてくる地域の課題に対し、効果的に応じていくことのできる地域づくりや解決に向けてのアプローチ方法など、ツールの構築も考えていきます。

（2）具体的な活動

【定例委員会】

2カ月ごとに土日（午後1時30分～）を中心開催します。

概ね2時間程度です。開催形態も都度検討します。

【事業活動】

①年間3回程度、会員向け研修会を開催。

②職能団体として相談窓口の機能を開設することを目指した検討を進める

8 <高齢者権利擁護支援委員会>

(1) 委員会活動の目的（ミッション）

三重県から当会が受託している『地域権利擁護支援研修事業』において実施する研修等について、理事会ならびに事務局との協働の下、研修等の企画立案や、当日運営を主導していきます。そして、事業の実施を通じて、県内全域の福祉従事者や行政職員等の権利擁護意識の向上を目指します。

(2) 具体的な活動

【定例委員会】

委員の予定を都度確認しながら、毎月1回程度を見込んでいます。

【事業活動】

①権利擁護推進現任者研修

（市町・包括職員等向け研修、専門研修、相談・交流事業を含む）

②権利擁護普及啓発研修

③介護施設等における権利擁護推進員養成研修